

【Goレミット規約集(ビジネス用)】

【変更項目】

- 修正箇所は下記の通り(変更・追加(削除)する文言は朱書き)です。
- 文言追加により後続の条項を繰り下げております。
- マネーロンダリングは全てマネー・ロンダリングに変更しております。

改定前	改定後
<p>・Goレミット共通規定(ビジネス用)</p> <p>6. 反社会的勢力との取引拒絶 ビジネス用サービスのお申込みおよびご利用は第9条第(5)項各号のいずれにも該当しない場合のみできるものとし、第9条第(5)項各号の一にでも該当する場合には、当行はビジネス用サービスのお申込みおよびご利用をお断りするものとします。</p> <p>7. 個人情報の取り扱い (1)省略 (2)海外送金取引の実行のために、お客さまに関する個人情報を次の目的で内部手続き上使用する場合があります。 ①マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止法などの適用法令の順守 ②省略</p> <p>9. 解約・サービス停止 (1)(2)(3)(4)省略</p> <p>(5)前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は、お客さまによるビジネス用サービスの使用を停止し、またはお客さまに通知することによりビジネス用サービスを解約することができるものとします。なお、かかる使用停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、かかる使用停止または解約により当行に損害が生じたときは、お客さまの負担とさせていただきます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を、届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①お客さまがビジネス用サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②省略 ③お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 (A)(B)(C)(D)(E)省略 ④お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 (A)(B)(C)(D)(E)省略 ⑤ビジネス用サービスを申し込んだ申込名義人が存在しないことが明らかになった場合または申込名義人の意思によらずに申込みされたことが明らかになった場合 ⑥ビジネス用サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>10. 届出・登録条項の変更 (1)お客さまの登録・届出事項に変更があった場合は、直ちに、当行所定の方法により当行に届出ください。</p>	<p>ビジネス用サービスのお申込みおよびご利用は第9条第(8)項各号のいずれにも該当しない場合のみできるものとし、第9条第(8)項各号の一にでも該当する場合には、当行はビジネス用サービスのお申込みおよびご利用をお断りするものとします。</p> <p>①マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関連する法令などの適用法令の順守</p> <p>9. 解約・サービス停止・取引の制限等</p> <p>(5)当行は、お客さまの情報およびビジネス用サービスの内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、ビジネス用サービスの一部を制限する場合があります。</p> <p>(6)前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、ビジネス用サービスの内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、ビジネス用サービスの一部を制限する場合があります。</p> <p>(7)前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。</p> <p>(8)前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は、お客さまによるビジネス用サービスの使用を制限もしくは停止し、またはお客さまに通知することによりビジネス用サービスを解約することができるものとします。なお、かかる使用制限・停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、かかる使用制限・停止または解約により、当行に損害が生じたときは、お客さまの負担とさせていただきます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を、届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①お客さまがビジネス用サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 または第10条第1項に基づく変更の届出がなされていない、もしくはなされていないおそれがあると当行が判断した場合 ③ビジネス用サービスがマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 ⑤お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 ⑥ビジネス用サービスを申し込んだ申込名義人が存在しないことが明らかになった場合または申込名義人の意思によらずに申込みされたことが明らかになった場合 ⑦ビジネス用サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑧日本国籍をお持ちでないお客さまが、当行に届け出ている在留期間の満了日を経過した場合</p> <p>(1)お客さまの登録・届出事項(在留期間もしくは在留期間の満了日等を含みますが、これらに限りません)に変更があった場合は、直ちに、当行所定の方法により当行に届出ください。</p>

改定前	改定後
<p>・Goレミット海外送金取引規定(ビジネス用)</p> <p>3. 海外送金取引</p> <p>(1)(2)(3)省略</p> <p>(4) 毎営業日午後3 時までに海外送金口座への入金の確認ができた資金についてののみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10 時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては営業日当日の午前中に入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。本項の規定にかかわらず、マネーロンダリング、テロリストによる資金調達および金融犯罪防止ならびに外国為替及び外国貿易法等に関する義務を順守するために、翌営業日以降にまで処理が遅れる場合があります(本条第(3)項、第(5)項、第(6)項、第(7)項、および「Goレミット共通規定(ビジネス用)」第9 条第(2)項をご参照ください。)</p> <p>(5)(6)省略</p> <p>(7) 海外送金取引の実行に際して、マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止に関連する法令ならびに外国為替関連法規を順守するために、送金資金の源泉を確認できる書類の提示を求め、海外送金サービスの使用を停止し、または海外送金サービスを解約した上で送金資金を当行所定の手続により返金することがあります。</p>	<p>(4) 毎営業日午後3 時までに海外送金口座への入金の確認ができた資金についてののみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10 時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては営業日当日の午前中に入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。本項の規定にかかわらず、マネーロンダリング、テロリストによる資金調達および金融犯罪防止ならびに外国為替及び外国貿易法等に関する義務を順守するために、翌営業日以降にまで処理が遅れる場合があります(本条第(3)項、第(5)項、第(6)項、第(7)項、および「Goレミット共通規定(ビジネス用)」第9 条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください。)</p> <p>(7) 海外送金取引の実行に際して、マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止に関連する法令ならびに外国為替関連法規を順守するために、送金資金の源泉および送金内容の妥当性を確認できる書類の提示を求め、海外送金サービスの使用を停止し、または海外送金サービスを解約した上で送金資金を当行所定の手続により返金することがあります。</p>